

共同入札について

一つの財産（土地や建物など）を複数の者で共有する目的で入札することを「共同入札」といいます。

共同入札される方の中から1人の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続や入札手続等は、当該代表者のログインIDで行います。

共同入札する場合、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

【共同入札の手続き】

1. 「公売保証金納付申込書」をダウンロードして、太枠内に代表者の住所、氏名、電話番号、ログインID、メールアドレスを記入してください。
併せて、公売保証金返還請求書に代表者の住所、氏名、振込先金融機関、口座番号を記入してください。
2. 「委任状」をダウンロードして、委任者及び受任者（代表者）双方の住所、氏名、電話番号を記入し、実印（印鑑登録した印鑑）を押印してください
委任状は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状となります。
例えば3人で共同入札する場合、代表者以外の2人から代表者への委任状がそれぞれ1通ずつ必要です。したがって、合わせて2通の委任状を提出する必要があります。
3. 共同入札者全員の「印鑑登録証明書」が必要です。発行後3か月以内のものをご用意ください。
4. 「共有入札者持分内訳書」をダウンロードして、共同入札者全員の住所、氏名、及び各共同入札者の持分を記入してください。

【公売保証金の納付手続き】

1. 「公売保証金納付申込書」、「委任状」、「印鑑登録証明書」、「共有入札者持分内訳書」を当別町役場税務課に簡易書留郵便で送付してください。郵送料は公売参加者の負担となります。
2. 「公売保証金納付申込書」を受付した後、公売保証金の納付方法のご案内を電子メールで送信します。
この案内メールに従って、銀行振込、現金書留の送付、現金を直接持参のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。
公売保証金は、入札開始2開庁日前までに当別町が納付を確認できるように納付してください。納付が確認できない場合、入札することができません。

3. 当別町が公売保証金の納付確認及び参加申込完了（参加登録）の手続きを行った後、入札することができるようになります。

公売参加仮申込みを行ったログイン ID でログインした画面において「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始日の前日となることがあります。

【入札の際の注意事項】

1. 公売参加申込が完了した代表者のログイン ID でのみ入札できます。参加申込状況、入札した価格などは、代表者のログイン ID でログインした場合のみ閲覧できます。
2. KSI 官公庁オークションからの自動送信メールは、あらかじめログイン ID で認証された代表者のメールアドレスのみに送信されます。

【落札後の手続き】

1. 共同入札者が買受人（最高価申込者又は売却決定された次順位買受申込者）となった場合、当別町は、あらかじめログイン ID で認証された代表者のメールアドレスに、買受代金の納付方法や所有権移転登記手続に必要な書類等を記載した電子メールを送信します。
2. 買受人となった場合、買受代金納付期限までに買受代金を納付してください。納付期限までに当別町が買受代金の納付を確認できない場合、買受人はその公売財産を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。
3. 買受代金の振込手数料、書類の郵送料、登録免許税相当額など、公売財産の買受け及び所有権移転登記のための費用は、全て買受人の負担となります。

【公売保証金の返還】

1. 落札者（最高価申込者）及び次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。
2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者（最高価申込者）が買受代金を納付した場合に返還します。
3. 公売参加申込を行ったが入札を行わない場合、公売保証金は入札期間終了後に返還します。
4. 公売保証金の返還は、入札者があらかじめ指定した口座（入札者名義の口座）への振込となります。